

東広島市教育委員会定例会（平成28年3月）議事録

1 日 時 平成28年3月17日（木）午後2時57分～午後4時51分

2 出席者

(1) 委員 下川教育長、渡部教育長職務代理者、坂越委員、織田委員、長嶋委員、京極委員

(2) 事務局 【学校教育部】

増田学校教育部長、中嶋教育調整監、江口教育総務課長、向井学事課長、空本指導課長、池田青少年育成課長、久保田学校教育部次長兼東広島学校給食センター所長、下久保西条学校給食センター所長、富樫八本松学校給食センター所長、石井福富学校給食センター所長、高橋豊栄学校給食センター所長、青木河内学校給食センター所長、武田安芸津学校給食センター所長、上藤教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

大河生涯学習部長、信井理事兼中央図書館長、古本生涯学習部次長兼生涯学習課長、福原スポーツ振興課長、藤岡生涯学習部次長兼文化課長、清水中央生涯学習センター長、平賀黒瀬生涯学習センター長、中谷生涯学習課課長補佐兼学習振興係長兼管理係長

(3) 書記 青山主査

3 場 所 東広島市役所北館 会議室201

4 議 題

(1) 報告事項

報告第9号 平成28年第1回東広島市議会定例会について

報告第10号 平成28年度予算特別委員会について

報告第11号 東広島市学校災害補償規則の一部改正について

報告第12号 東広島市就学援助扶助要綱の一部改正について

報告第13号 東広島市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

報告第14号 「こども2015ホタレンジャー」環境大臣賞受賞について

報告第15号 平成27年度東広島アザレア賞の表彰について

報告第16号 第41回東広島ロードレース大会の結果について

報告第17号 登録有形文化財（建造物）の新登録について

(2) 議案

議案第9号 東広島市教育委員会会議規則の一部改正について【原案可決】

議案第10号 東広島市教育委員会傍聴人規則の一部改正について【原案可決】

議案第11号 東広島市教育委員会組織規則等の一部改正について【原案可決】

議案第12号 東広島市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について【原案可決】

議案第13号 東広島市教育委員会公印規則の一部改正について【原案可決】

議案第14号 東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正について【原案可決】

議案第15号 東広島市教育委員会職員の服務に関する訓令等の一部改正について

【原案可決】

議案第16号 東広島市教育委員会教育長専決事項に関する規程の一部改正について

【原案可決】

議案第17号 東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について【原案可決】

議案第18号 東広島市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正について【原案可決】

議案第19号 美術館建設基本構想・基本計画策定委員会規則の廃止について

【原案可決】

議案第20号 県費負担教職員（管理職）の人事異動の内申について【非公開】

【原案可決】

(3) その他

- 1 平成27年度末辞・退職者辞令交付式及び平成28年度県費負担教職員辞令交付式について
- 2 学びのトライアングルについて
- 3 教育委員会臨時会及び次回定例会の日程について

開会 午後2時57分

○ 下川教育長：それでは、定足数に達していますので、平成28年3月の教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、坂越委員と織田委員でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の会議の進行でございますが、今回の議案第20号につきましては、人事案件でございますので、非公開として審議したいと思います。

委員の皆さんの意見を伺いたしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、議案第20号の県費負担教職員（管理職）の人事異動の内申については、非公開とすることに決定いたします。

また、議案第20号は関係職員のみが説明員となりますため、全ての報告事項、議案、その他報告に続いて、最後に提案させていただきます。よろしくお願ひいたします。

本日の傍聴希望はありますか。

○ 江口教育総務課長：ございません。

○ 下川教育長：はい、わかりました。

それでは、報告事項からですが、報告第9号平成28年第1回東広島市議会定例会について、説明をお願いいたします。

報告第9号 平成28年第1回東広島市議会定例会について

○ 大河生涯学習部長：それでは、報告第9号平成28年第1回東広島市議会定例会について、ご報告申し上げます。

まず、資料の1ページをお願いいたします。

市議会定例会につきましては、2月12日から始まりまして、昨日の16日を持ちまして閉会したところでございます。このうち2月29日から3月2日までの3日間、代表質問及び一般質問が行われました。教育委員会関係の質問項目につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、3の議案につきましては、1月と2月の教育委員会会議でご説明させていただいたとおりでございますが、市議会の議決を得たものでございます。

それでは、2ページをお願いいたします。

教育委員会関係の代表質問及び一般質問について、ご説明申し上げます。

一覧表にしておりますように、今回は5つの会派、一人の議員の方からご質問をいただいております。

これに対する答弁につきましては、添付しております答弁書のとおりですが、概要につきましては生涯学習部、学校教育部の順に簡単にご報告させていただきます。

まず、資料の3ページをお願いします。

創生会の池田議員からは、東広島まち・ひと・しごと創生総合戦略について、2点の質問をいただきました。1点目の「子育てするなら東広島」を実現するための方策についてのご質問でございますが、生涯学習の推進につきましては、地域センターや生涯学習センターはもとより、集会所等の既存施設を活用し、各種講座など地域の実情やニーズに応じた学習機会を提供していくこと、また、小中一貫教育の推進につきましては、地域の特徴を生かした施設一体型の小中一貫校を高美が丘地区と志和地区において計画しており、高美が丘地区については豊富な地域人材を活用した地域が子どもを育てる学校を、志和地区におきましては複式学級の解消と学校施設の耐震化への対応を含め、志和の未来をつくる学校として志和中学校との小中一貫校の設置を目指していくとの答弁を行いました。

続きまして、5ページ、6ページをお願いいたします。

2点目の安心・快適な東広島の創出についてのご質問でございますが、芸術文化ホール「くらら」でのコンサートの内容並びに美術館開館後には、展示内容を合わせまして、酒蔵通りや安芸国分寺歴史公園でイベントを開催するなど、各施設の周遊を促す事業展開を検討していくとの答弁を行っております。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。

誠志会の乗越議員からは、スポーツ推進委員の配置についてのご質問がございました。これに対しまして、総合型地域スポーツクラブの設立も含め、スポーツの推進と普及に向け、スポーツ推進委員と認識の共有を図るとともに、人材の育成に取り組み、いつでも、どこでも、誰でもが生涯を通じて気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現に向けて、スポーツの振興に取り組んでいくとの答弁を行っ

ております。生涯学習部関係は、以上でございます。

○ 増田学校教育部長：それでは、続いて学校教育部の関係でございます。

8ページのほうにお戻りください。

威信会の牧尾議員からは、学校教育について、3点の質問をいただきました。

1点目の新年度における教育目標についての質問に対しましては、第四次学校教育レベルアッププランに掲げる育成指標において、ほとんどの項目で国や県の平均値を上回っているものの、目標値に達していない項目については成果と課題を整理しながら各事業を充実、進化させていきたいと答弁をしております。

次に、10ページの中ほど、ちょっと上のあたりになりますけれども、2点目の学び残しについての対応策についてのご質問でございます。

これにつきましては、これまで各学校が「学び残しゼロ、どの子も伸ばす取り組み」として、習熟度別個別指導などを継続して行っておりますが、今年度においては新たに教育委員会による学力向上支援チームを組織し、授業改善等を通じて学力の底上げを図っているとの答弁を行っております。

次に、11ページになりますけれども、3点目のいじめについてのご質問に対しましては、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起きる問題」であり、未然防止と解消に向けた組織的な対応が必要であるとの認識の上で、本市ではトライアングルプランを踏まえて、心のサポーターの全小中学校への派遣や、関わりきる生徒指導講座における教職員の研修、地域の見守り隊からの情報提供など、学校、家庭、地域が一体となった取り組みを推進していくとの答弁を行っております。

次に、13ページをお願いいたします。

創志会の奥谷議員からは、「選挙に行こう！若者の政治離れを防ぐには」の中で、若者の投票率向上に向けた小・中学校の取り組みについて、ご質問をいただきました。

小・中学校におきましては、社会科の学習の中で政治や選挙について学ぶことはもとより、様々な模擬投票を行う体験型の学習活動を取り入れており、選挙管理委員会と連携した出前講座の活用などを通じ、児童生徒一人一人が主体的に社会づくりに参加しようとする意欲と実践力を養っていきたいとの答弁を行っております。

次に、18ページをお願いいたします。

市民クラブの赤木議員からは、「日本一住みよいまちづくりについて」の中で、子どもの貧困対策について、ご質問をいただいております。

本市で実施している小中学校就学援助事業において、対象者となる要保護、準要保護児童生徒や外国籍児童生徒が増加傾向にあり、今後においても漏れのない制度の周知や早期の申請手続に努めていること、また、高校・大学への奨学金制度の創設については、制度の重要性は認識しているものの、本市においては旧町から引き継いだ奨学金の滞納が生じている現状も踏まえ、慎重に検討していくとの答弁を行っております。

次に、20ページをお願いいたします。

谷議員からは、「寺西第2小学校建設問題について」の中で、教育委員会の役割と今後の方針について、ご質問をいただいております。寺西第2小学校の建設地を選定した理由につきましては、様々な要素を比較検討した結果、多くの優位性があることから現建設地を最適地としたこと、また、先月23日の建設差止請求訴訟の判決においても、D候補地を選定したことに違法な点は認められず、都市部が教育委員会の独立性を侵したと認めるに足るものは見当たらないとの判断がされており、早期開校を応援して署名をいただいた地元の皆様の期待に応えるためにも、平成30年4月の開校に向け、鋭意取り組んでいくとの答弁を行っております。

報告第9号平成28年第1回東広島市議会定例会についての報告は、以上でございます。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

それでは、報告第10号平成28年度予算特別委員会について、説明をお願いいたします。

#### 報告第10号 平成28年度予算特別委員会について

○ 増田学校教育部長：それでは、報告第10号平成28年度予算特別委員会につきまして、ご報告申し上げます。

別添の資料、3枚ものの資料をご覧くださいと思います。

本日お配りしたのですが、報告第10号平成28年度予算特別委員会の審査につきましては、平成28年2月12日から3月15日までの日程で行われ、教育委員会関係分の審査につきましては2月17日と3月8日に行われました。また、総括質疑・採決につきましては3月15日に行われ、先程ご報告いたしましたように、翌16日の本会議で議決を得たところでございます。

教育委員会関係の審査内容といたしましては、2月の定例会でご説明させていただいたとおりでございますが、予算特別委員会での主な質問、答弁につきましては2ページ以降に添付をしておりますので、ご参照いただければと思っております。

報告第10号平成28年度予算特別委員会につきましては、以上でございます。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告について、何かご意見、ご質問があればお願いいたします。

ありませんか。

それでは、報告第11号東広島市学校災害補償規則の一部改正について、報告第12号東広島市就学援助扶助要綱の一部改正について及び報告第13号東広島市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について、以上3件について一括して説明をお願いします。

#### 報告第11号 東広島市学校災害補償規則の一部改正について

#### 報告第12号 東広島市就学援助扶助要綱の一部改正について

報告第13号 東広島市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

- 向井学事課長：それでは、報告第11号から13号まで一括してご報告させていただきます。

まず、報告第11号、22ページ、東広島市学校災害補償規則の一部改正についてでございます。

市の組織改正に伴う文言修正等ございまして、福祉部をこども未来部に改めるとともに、認定こども園を加えようとするものでございます。

23ページ、新旧対照表をご覧ください。

第2条におきまして、認定こども園に係る文言等を加えております。第9条において部局名をこども未来部に改めております。

施行期日は平成28年4月1日としております。

続きまして、報告第12号、24ページ、東広島市就学援助扶助要綱の一部改正についてでございます。

市民からの要望や他市町の支給状況を参考に、就学援助の支給対象を拡大するものでございます。

26ページ、27ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条において、これまでの「市内在住で東広島市立の小・中学校に在籍する保護者」、これに加えまして「市内在住で国立、県立、私立、市外の小・中学校に在籍している場合」や「市外在住で東広島市立の小・中学校に在籍する場合」も支給対象とすることに改めております。

第3条におきましては、第2条の変更に伴って内容を整理したものでございまして、支給対象者の区分ごとに支給する費目を規定しております。また、他市町との二重支給を防ぐためのものでもございます。

第10条についても第2条の変更に伴って内容を整理したもので、終了する条件を変更するものでございます。

施行期日は平成28年4月1日としております。

続きまして、28ページ、報告第13号東広島市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正についてでございます。

円滑で適切な支給事務を行うために事務手続に係る内容を整理し、また行政不服審査法の改正に伴う文言削除等を行ったものでございます。

30ページ、31ページの新旧対照表をごらんください。

第8条、第9条、第10条において、受領等の委任、支給、返還といった事務手続に係る内容を整理しております。

また、第12条、別記様式第4号から不服に係る文言を削除しております。

施行期日は平成28年4月1日としております。

以上、よろしく願いいたします。

- 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの3件の報告についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

ありませんか。

ないようでしたら、次に移ります。

それでは、報告第14号「こども2015ホタレンジャー」環境大臣賞受賞について、説明をお願いいたします。

#### 報告第14号 「こども2015ホタレンジャー」環境大臣賞受賞について

- 空本指導課長：報告第14号「こども2015ホタレンジャー」環境大臣賞受賞についてご報告いたします。

資料の32ページをご覧ください。

この「こどもホタレンジャー」とは、環境省が水環境保全活動の一層の推進を目的といたしまして、全国の小中学生を対象に、子どもたちが主体となって水辺の生きものの観察等を通して行う水環境保全活動を公募し、表彰する事業でございます。

今年度は全国から参加のあった46団体の取り組みの中から豊栄小学校を含む5団体が選出され、去る2月3日土曜日に東京のエリアベネッセ青山で発表大会が行われました。

豊栄小学校は、総合的な学習の時間において取り組んだ「豊栄町ふるさと大好き探検隊～里山の宝物を探る～」を活動テーマとし、オオサンショウウオ生息保全について考え、実践することを通してふるさとの環境について、良さと課題を見つけ、整理し、ふるさとの未来をつくる意欲と実践力を高めることを目指し、課題発見、解決学習に取り組んだ教育活動が評価をされまして、最高の賞である環境大臣賞を受賞いたしました。

なお、昨年度は吉川小学校が同賞を受賞しており、東広島市の小学校が2年連続で受賞したことは、教育委員会事務局といたしましても大変喜ばしく思っております。

報告第14号「こども2015ホタレンジャー」環境大臣賞受賞については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告についてご意見、ご質問をお願いいたします。

カモンケーブルで、この豊栄小学校のこの環境大臣賞の取り組みについて放送しておりますので、もし機会がありましたら、またご覧ください。

それでは、次に移ります。

続いて、報告第15号平成27年度東広島アザレア賞の表彰について、説明をお願いいたします。

#### 報告第15号 平成27年度東広島アザレア賞の表彰について

- 古本生涯学習部次長兼生涯学習課長：報告第15号平成27年度東広島アザレア賞の表彰について、ご報告申し上げます。

33ページをご覧ください。

東広島アザレア賞は、本市の教育・文化及びスポーツの分野において、他の模範として推奨できる成果、または業績をおさめられた方を表彰し、その栄誉をたたえることにより、本市の教育・文化及びスポーツが一層発展することを願い、平成5年に制定したものでございます。

本年度は3月3日にアザレア賞選考委員会を開催し、慎重に審査した結果、団体10件、個人63件、計73件の受賞者を決定いたしました。

受賞者及び受賞内容等につきましては、本日の資料34ページから47ページにお示しをしているところでございます。

47ページをお開きください。

47ページの中ほどをご覧くださいまして、表彰式につきましては3月29日火曜日の午後2時から市民文化センターアザレアホールにおいて執り行うこととしております。委員の皆様方にもぜひご出席いただきまして、受賞者を祝福していただきたいと考えております。

平成27年度東広島アザレア賞の表彰については、以上でございます。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

今年度は非常に受賞者が増えている。

○ 織田委員：この表彰対象は、中央に行って賞をもらった人は対象になるのですか。保護司の関係で、第65回社会を明るくする運動作文コンテストで近畿大学附属中学校の女の子が日本更生保護女性連盟会長賞を受賞されているのは対象になるのでしょうか。これは学校が推薦するのでしょうか。

○ 古本生涯学習部次長兼生涯学習課長：33ページに記載しておりますが、表彰基準にございますが、国内でありますと②になりまして、東広島市内に居住する者、東広島市内に通学通勤する者、そして東広島市内に所在する団体で、全国規模の大会及びコンクールにおいて第2位までの受賞ということで基準を設けております。

近畿大学附属中高ですか。

○ 織田委員：ええ。

○ 古本生涯学習部次長兼生涯学習課長：近畿大学附属中高にも照会はかけさせていただいております。

○ 織田委員：広島県で入賞されました。また、全国で更生保護女性会の賞をもらわれており、これに載っていると思っていましたので、学校が届けてないのですかね。

○ 下川教育長：全国規模の大会で第2位までですよ。第2位までというのは難しい面があるかもしれません。そこは出してもらったうちのほうで審査をしていくということですね。

○ 古本生涯学習部次長兼生涯学習課長：もし保護司会のほうからも表彰対象になる方がいらっしゃったら出していただけたらと思います。

○ 織田委員：そうですね。わかりました。



○ 下川教育長：ほかにございませんか。

じゃあ続いて、報告第16号第41回東広島ロードレース大会の結果について、説明をお願いします。

#### 報告第16号 第41回東広島ロードレース大会の結果について

○ 福原スポーツ振興課長：報告第16号第41回東広島ロードレース大会の結果についてご報告いたします。

資料のほうは48ページでございます。

最初に委員の皆様方には大変ご多忙の中、ロードレース大会の開会式へご出席いただき、参加選手の皆さんへの激励をいただきまして、大変ありがとうございました。

2月11日に開催いたしましたこのロードレース大会は、天候にも恵まれ、比較的暖かい中での開催となりまして、当日は小学生の学年男女別の12部門に1,062名の参加をはじめ、中学生の部、高校生の部、一般の部、家族向けのゆっくり走ろうの部に合わせて約2,000名の方の参加をいただきまして、多くの保護者の皆さん、関係者の皆さんの声援を受けて、全力でゴール目指して力走していただきました。

小学生の部の低学年の部門では、スタート時に一部、転倒というようなことも発生し、すり傷などの軽傷を負われた参加者の方もいらっしゃいましたが、大きなけが、事故等なく、最後まで全員が無事に力走され、大会を終えることができました。

部門ごとの入賞者につきましては、49ページに記載のとおりでございます。後ほどご覧いただければと存じます。

報告第16号第41回東広島ロードレース大会の結果についての報告は、以上でございます。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

○ 長嶋委員：これ自体のことではないのですが、選手宣誓でしたかね。マイクが聞こえなくて、せっかく子どもたち、練習をしていたと思うのですが、何も聞こえなかったのが、ちょっと残念でした。テレビで放送された分はちゃんと聞こえていたので、ああよかったと思ったのですけれども、やっぱりその辺は少しこれから考えていただきたいかなと思いました。

○ 福原スポーツ振興課長：出だしに不手際がありまして、お詫び申し上げます。マイクをもう少し前のほうへつけるよう指示をすればよかったのですが、今後、いろいろな大会での段取りにおいて、そういうところも十分に配慮していきたいと思っております。

○ 下川教育長：そのほかございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、次にまいります。

報告第17号登録有形文化財（建造物）の新登録について、説明をお願いいたしま

す。

#### 報告第17号 登録有形文化財（建造物）の新登録について

- 藤岡生涯学習部次長兼文化課長：それでは、資料50ページになります。報告第17号登録有形文化財（建造物）の新登録について報告をさせていただきます。

これまで近代化遺産の一つとして西条酒蔵地区の歴史的建造物群を対象として、その成立過程や建物の建築年代などにつきまして、文化財基礎調査を実施してまいりました。

このたび、その成果の一つといたしまして酒造会社5社（賀茂泉、亀齢、西条鶴、山陽鶴、福美人）、42点の物件について登録有形文化財（建造物）として新たに登録するよう先週3月11日金曜日に国の文化審議会で答申されました。

詳細は資料のとおりでございますが、今回、全国で新規登録される199件のうち、2割強の42件が東広島市分でございます。42件のリストにつきましては52ページ及びその次の地図で示させていただきますいております。

今回の新規登録により本市では51件、西条酒蔵地区では昨年11月20日に答申され、先週3月1日に官報告示されました登録記念物の前垣氏庭園を含めて43件の文化財登録がされたことになり、県内では第一位、全国でも25位の件数となります。

なお、今回の登録では賀茂鶴、白牡丹の2社が含まれておりませんが、これらにつきましては文化庁の調査官による現地調査を待っている状況でございますが、平成28年度以降にこの2社につきまして、約20件でございますけれども、引き続き登録されるよう事務手続を進めてまいります。

今回の登録により文化財としての保全が図られるとともに、西条酒蔵地区における景観保全並びに観光資源としての活用も図られるものと考えており、中心市街地の活性化、景観の保全という観点からも、さらに産業部、都市部と密に連携を図っていきたいと考えております。

以上です。

- 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告について何かご意見、ご質問があればお願いいたします。

ないようでしたら、続いて議案の審議に移ります。

議案第9号東広島市教育委員会規則の一部改正について、議案第10号東広島市教育委員会傍聴人規則の一部改正について、以上2件を議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

#### 議案第9号 東広島市教育委員会会議規則の一部改正について

#### 議案第10号 東広島市教育委員会傍聴人規則の一部改正について

- 江口教育総務課長：それでは、議案資料の1ページをお願いいたします。

東広島市教育委員会会議規則の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

1の提案理由をご覧ください。

本案は、教育委員会の会議のより適正な運営を目的として会議を非公開とする基準を明確にするとともに、定例会の日程変更、その他規定の整備を行おうとするものです。

改正の内容につきましては、5ページからの新旧対照表で説明をいたします。

表の右側の欄が旧となりますけれども、第2条の第1号、第1号というのは(1)という部分になります。これにおきまして、定例会の期日を毎月第3木曜日としておりましたけれども、これを議会日程に対して支障が少ないなどの理由により毎月第4木曜日に改めさせていただくものです。

次に、6ページをお願いいたします。

第18条におきまして、会議を非公開とする基準を新たに設けたいと考えております。これまでは、傍聴人の有無によって会議を非公開とする案件をその都度、定めておりましたけれども、会議のより適正な運営、会議の透明性の確保を目的といたしまして、この規定を設けることにより市民の方にあらかじめ周知を図るとともに、今後は傍聴人の有無にかかわらず会議において非公開とする案件の議決を行ってまいりたいと考えております。

新第18条をご覧ください。

第1号から読み上げながらご説明いたします。

(1)教育委員会の所管に属する法第30条に規定する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事。これは市長が議会に提案する事項であって、市長の意思決定に支障を及ぼすおそれがないようにするためです。

(2)教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、その他の人事に関する事。これは人事案件であるためです。

(3)法第29条の規定による議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合の意見の申し出に関する事。これまでは市長に申し出る議案をこの会議にご提案しておりましたが、市議会への議案については市長が教育委員会に対して意見照会を行いまして、教育委員会は市長に対し、意見を申し出ることが本来の流れになりますので、これに改めたいと思います。

(4)県費負担教職の任免、その他の進退について内申すること。これは人事案件であるためです。

(5)教科用図書採択に関する事。これは採択の公正公平を確保するために非公開としております。

(6)教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の敷地を選定すること。これは市長が議会に提案する事項に関連するためでございます。

(7)訴訟及び審査請求に関する事。これは審議などの途中経過は公開できないためでございます。

(8)前各号に掲げるもののほか、会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じるおそれがあると認められる事項。これは市議会への報告案件などを想定しています。

以上の事項を明確にして、会議のより適正な運営、透明性の確保を図ってまいりたいと思います。

その他の改正は、文言の整理でございます。

改正規則の施行期日は、本年4月1日といたします。

議案第9号の説明は、以上でございます。

続きまして、議案資料の9ページをお願いいたします。

東広島市教育委員会傍聴人規則の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

1の提案理由をご覧ください。

本案は、教育委員会の会議の適正な運営を目的として、傍聴の基準を明確にするとともに、規定の整備を行おうとするものです。

改正の内容につきましては、12ページからの新旧対照表で説明をいたします。

表の右側が旧でございますが、旧第2条に規定されていた傍聴受付時の記載事項のうち、職業と年齢は削除したいと思います。

また、新第2条においては、会議を傍聴しようとする者は会議が開催される前までに傍聴席に着かなければならないことを新たに規定しています。

そのほか、第5条の禁止事項のところでございますけども、この第5条の第5項におきまして、新たに教育長の許可を受けないで写真機、録音機、その他録音または録画を目的とする機器を持ち込み及び使用することを禁止事項として規定いたします。

その他の改正は文言の整理でございます。

改正規則の施行期日は、本年4月1日といたします。

議案第10号の説明は、以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○ 下川教育長：ありがとうございます。

ただいまの2件の規則の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

定例会を第3木曜日から第4木曜日というのは、例えば3月などのように人事案件等があるから、これは変更ということですね。一応、原則第4木曜日ということにさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

ご意見、ご質問、よろしいでしょうか。

○ 織田委員：ちょっとお聞きしますが、傍聴を希望される方の人数ですよね。ここに入る人数の関係で、人数は可能な限りということでしょうか。

○ 江口教育総務課長：傍聴の席のことにつきましては、新旧対照表でいいますと、元々の第4条、新でも第4条のことになりますけども、基本的には会場の設定においてできるだけ可能な数、無理をしてという気持ちはございません。可能な数を設定したいと思っております。

それから、今回からは報道機関については、あえていえば優先的に傍聴を許可することができるような規定にして、市議会と同じような形式で実施したいと思っております。

以上です。

- 織田委員：今はそういうことはないのですが、何かがあったときに市民の方が関心を持たれて、傍聴席が満員となったとき、大変ではないかなと思ひまして。
- 下川教育長：ほかはございませんか。  
よろしいでしょうか。  
なければ、2件について原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。  
それでは、提案のとおり決定いたします。  
続いて、議案第11号東広島市教育委員会組織規則等の一部改正についてを議題といたします。  
議案の説明をお願いいたします。

#### 議案第11号 東広島市教育委員会組織規則等の一部改正について

- 江口教育総務課長：それでは、議案資料15ページをお願いいたします。  
東広島市教育委員会組織規則等の一部改正につきまして、ご説明を申し上げます。  
1の提案理由をご覧ください。  
本案は、平成28年度の教育委員会事務局の組織体制として中央生涯学習センター及び中央図書館の内部組織を廃止し、生涯学習課において分掌事務を行うため、生涯学習課の係の再編を行うこと、また生涯学習課に設置している芸術文化ホール推進室を廃止し、文化課において芸術文化ホールに係る事務を行うこと、その他市長部局の組織機構の再編に係る所要の規定の整備を行うため、4件の規則の一部改正を行おうとするものでございます。  
改正の内容につきましては、23ページからの新旧対照表でご説明をいたします。  
まず、組織規則の一部改正でございます。左側の新しい欄を中心に説明をさせていただきます。  
まず、第5条事務局の内部組織ですけれども、生涯学習部生涯学習課の係を学習総務係、施設運営係、学習支援係と人権教育担当に再編いたします。また、同表の文化課の係の名称の一つを芸術振興係に改めます。  
それでは、24ページ後半でございます。24ページ後半からの第7条生涯学習課につきましては、係ごとの分掌事務全般を見直しまして、施設の管理運営や学習支援をより機動的に充実させることができる体制としておりますが、特には25ページをご覧ください。  
中ほど、新たに設置する施設運営係でございますが、図書館と中央生涯学習センターが、この4月から指定管理者による管理に移行するため、この図書館と中央を含む生涯学習センターの管理運営を分掌させることとするほか、その他社会教育施設、市民文化センター、天文台広場、ボランティア活動支援センターといった施設の管理運営を一元管理させることとします。  
その下の学習支援係では、中央生涯学習センターの主催講座の運営を分掌させる

こととするほか、各種学習支援に関する事務を一元管理させることにより、これまで以上にその充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、26ページをお願いいたします。

右側、旧の欄の中ほどでございますけれども、芸術文化ホール推進室事業係を廃止し、その管理事務は新の欄の下段になりますけれども、生涯学習部文化課芸術振興係の第5号、(5)芸術文化ホールの管理運営に関することとして分掌させることといたします。

このページの旧の第18条と次の27ページの旧第19条の規定のうち、中央生涯学習センターと、それから28ページの旧第30条、28ページの旧第30条でございますけれども、図書館についてはこの内部組織を廃止することといたします。

その他の改正は文言の整理などでございます。

次に、31ページをお願いいたします。

職の設置に関する規則の一部改正でございますが、指定管理者による管理となります中央生涯学習センターと図書館につきまして、それぞれのセンター長や館長などの職を廃止するものでございます。

33ページをお願いいたします。

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正でございます。この規則は、教育委員会の事務の一部を来庁者や利用者の利便性のために市長の事務部局の職員に執行させるための規則でございますが、このたび市長部局でも組織機構の再編があり、黒瀬などの支所は生活環境部の所属となるなどの改正点を反映させようとするものでございます。

それでは、34ページをお願いします。

図書館協議会運営規則の一部改正でございますが、同協議会の庶務は、今後は生涯学習課が処理することといたします。

これら4件の改正規則の施行期日は、いずれも本年4月1日といたします。

議案第11号の説明は、以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの東広島市教育委員会組織規則等の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

○ 坂越委員：伺いたいのは25ページで、生涯学習部の組織がこういうふうになるからということで、25ページ、前は社会教育係というのがあったのが、これが違う形になると。これまでの旧のほうで、社会教育係に「社会教育の基本方針の企画立案に関すること」というのがありましたが、その部分はどうのように再位置づけがされるのでしょうか。

○ 古本生涯学習部次長兼生涯学習課長：ただいまの質問でございますが、そういった社会教育関係につきましては、新の学習総務係で社会教育委員会議とかそういったものを進め、こちらで分掌するということになっております。

○ 坂越委員：学習総務係の中に、文言は違いますが、生涯学習の総合的な施策に関する

企画及び調整に関することの中に入っているということですか。

- 下川教育長：もう一度説明をお願いします。
- 古本生涯学習部次長兼生涯学習課長：ただいまの学習総務係のほうの(2)にございますように、生涯学習の総合的な施策に関する企画及び調整に関することということで、そちらのほうへ入るということでございます。
- 下川教育長：成人式に関することとかというのは、施設運営係ですね。
- 坂越委員：いや、社会教育と生涯学習、どっちにつけるかということになるのですけれども、2番の生涯学習の統合的な施策、企画、調整、この中に社会教育に関わつての基本的な方向性、方針というのをちゃんと考えて企画立案するということがあれば、了解します。
- 大河生涯学習部長：基本的には、総括的なものを学習総務係のほうで基本方針を整理いたしまして、それで施設運営係のほうはそれぞれの施設の管理運営、それから生涯学習のプログラムであるとか具体的な内容については学習支援係で行うという、大きくその3つの整理を今考えております。  
それが前回まではごちゃ混ぜになっておりましたので、一応総括的なもの、それから施設の管理、それから具体的な生涯学習の内容というような形で分けさせていただいております。
- 下川教育長：そのほかございますか。  
よろしいでしょうか。  
それでは、ないようですから、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。  
それでは、提案のとおり決定いたします。  
次に、議案第12号東広島市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正についてを議題といたします。  
議案の説明をお願いいたします。

#### 議案第12号 東広島市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について

- 江口教育総務課長：それでは、議案資料の35ページをお願いいたします。  
東広島市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。  
1の提案理由をご覧ください。  
本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務を教育長が臨時に代理することができる規定を設けるとともに、教育長に委任することができない事項の整理を行おうとするものです。  
改正の内容につきましては39ページからの新旧対照表で説明をいたします。  
第1条では、教育長に委任することができない事項を限定列挙しておりますが、このうち旧の欄の第3号(3)は、市長が提案する議会の議決事項との整合がとれて

いなかったことと現状では必要がない規定でございますので、削除をいたします。

次に、新の第4号といたしまして、県費負担教職員の任免、その他の進退について内申すること、これを明確したいというふうに思います。

次に、新旧の第8号ですけれども、旧では学校その他の教育機関の整備計画を定めることを規定しておりましたけれども、整備計画の範囲が不明確なこともあり、会議で決定していただく必要があるものとして、新たに学校その他の教育機関の敷地を選定することと明確にしたいというふうに思います。

新の第13号と第14号につきましては、本来規定しておくべきものとして個人情報や情報公開に関する事務、訴訟などに関する事務を規定するものでございます。

次に、40ページをお願いいたします。

新第4条でございます。法第25条第1項におきましては、教育委員会規則で定めることにより、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないときなどにおいて、その事務を教育長が臨時に代理することができることとされており、このたびこの規定を設けさせていただくとともに、同条の第2項におきまして、教育長が臨時に代理したときにおいて次の会議に報告することと併せて、会議のより適正な運営を図ってまいりたいと考えております。

改正規則の施行期日は、本年4月1日といたします。

議案第12号の説明は、以上でございます。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの東広島市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

ありませんか。

ないようでしたら、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

次に、議案第13号東広島市教育委員会公印規則の一部改正についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

#### 議案第13号 東広島市教育委員会公印規則の一部改正について

○ 江口教育総務課長：それでは、議案資料の41ページをお願いいたします。

東広島市教育委員会公印規則の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

1の提案理由をご覧ください。

本案は、市の組織機構の再編に伴う部の名称変更を行うとともに、学校に置く公印の整理を行おうとするものです。

改正の内容につきましては、48ページ、この新旧対照表で説明をいたします。

第10条でございますが、電子計算組織による印影、これを電子公印と呼んでおりますけれども、これを用いる際には、教育総務課長と企画振興部市政情報課長に協議することとしており、このたび企画振興部の組織名が政策企画部に変更となりま



す。

その他、別表における各学校の公印に関する規定の不備などを、現状に合わせて整理するものでございます。

その他の改正は文言の整理となっております。

改正規則の施行期日は、本年4月1日といたします。

議案第13号の説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの東広島市教育委員会公印規則の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願ひいたします。

ありませんか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

次に、議案第14号東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正についてを議題といたします。

議案の説明をお願ひいたします。

#### 議案第14号 東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正について

○ 江口教育総務課長：それでは、議案資料の55ページをお願ひいたします。

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

1の提案理由をご覧ください。

本案は、現行のマスター講師と心の教育総合アドバイザーを統合しての東広島市学校経営アドバイザーの設置、それから中央生涯学習センターと中央図書館の非常勤職員の職の廃止など、その他規定の整備を行おうとするものです。

改正の内容につきましては、59ページからの新旧対照表で説明をいたします。

59ページの第11条を改めておりますけれども、これは市長部局の規定にあわせて文言の整理をさせていただくものでございます。

61ページのほうをお願ひいたします。

旧の欄にございますマスター講師、次のマスター講師主任、次のページにわたりますけれども、心の教育総合アドバイザー、これを廃止いたしまして、61ページの新しい欄のほうへありますけれども、記載しております東広島市学校経営アドバイザーを設置することといたしたいと思ひます。

それから、62ページの一番下の1行目、これと63ページにかけてでございますけれども、スクールソーシャルワーカーにつきましては、報酬の支給ではなく、新年度から報償費、いわゆる謝金の支払いに変更するため、この表からは削除するものでございます。

64ページ、65ページをお願ひいたします。

ここでは、中央生涯学習センターと図書館の非常勤職員の職を廃止いたしたいと

思います。

その他の改正は、文言の整理でございます。

改正規則の施行期日は、本年4月1日といたします。

議案第14号の説明は、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

- 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

- 織田委員：フレンドスペースの職員はどこに入るのでしょうか、

- 池田青少年育成課長：フレンドスペースの職員については、ここには入っておりません。

- 江口教育総務課長：申し訳ございません。紙面を省略するという意味もあったのですが、今回の改正に直接関係のない部分につきましては省略をさせていただいておりますので、行の中の略という部分に含まれておりまして、フレンドスペースの職員もでございます。

- 下川教育長：これまでと変わらないということですか。

- 織田委員：変わらないのですね。

- 江口教育総務課長：はい。

- 下川教育長：ほかにございませんか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案どおり決定いたします。

次に、議案第15号東広島市教育委員会職員の服務に関する訓令等の一部改正についてを議題といたします。

議案の説明をお願いします。

#### 議案第15号 東広島市教育委員会職員の服務に関する訓令等の一部改正について

- 江口教育総務課長：それでは、議案資料の67ページをお願いいたします。

東広島市教育委員会職員の服務に関する訓令等の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

1の提案理由をご覧ください。

本案は、平成28年度の事務局の組織体制として中央図書館に関する規定の削除、中央生涯学習センターと中央図書館の内部組織の廃止に伴う職務権限などの削除、生涯学習課と文化課の事務の再編に伴う職務権限の整理、市長部局の組織機構の再編、その他規定の整備を行うため、3件の訓令の一部改正を行おうとするものでございます。

改正の内容につきましては、73ページからの新旧対照表で説明をいたします。

まず、職員の服務に関する訓令の一部改正でございます。

旧の第3条の2項と3項、それから旧第4条の2項、次のページ、74ページの3項の図書館に関する規定を削除いたします。

また、別表につきましても図書館の勤務時間等に関する規定を削除するものでございます。

次に、75ページ、文書事務取扱規程の一部改正でございますが、旧第2条のところに規定しておりました中央生涯学習センターと中央図書館に関する規定を削除いたします。

次に、79ページ、お願いいたします。

ここからは事務局職務権限規程の一部改正でございますが、旧第2条のうち、中央生涯学習センターと中央図書館に関する規定を削除いたします。

次の別表第1の改正につきましては、市長部局の組織機構の再編、例えば企画振興部長が政策企画部長などに名称が変わります。それから、生涯学習課と文化課の事務の再編に伴う職務権限の整理、中央生涯学習センターと中央図書館に関する規定の削除などを行うものでございます。

その他の改正は、文言の整理でございます。

これら3件の改正訓令の施行期日は、本年4月1日といたします。

議案第15号の説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 下川教育長：ありがとうございます。

ただいまの東広島市教育委員会職員の服務に関する訓令等の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

ありませんか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

次に、議案第16号東広島市教育委員会教育長専決事項に関する規程の一部改正についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

#### 議案第16号 東広島市教育委員会教育長専決事項に関する規程の一部改正について

○ 江口教育総務課長：それでは、議案資料の89ページをお願いいたします。

東広島市教育委員会教育長専決事項に関する規程の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

まず、この教育長専決事項に関する規程の趣旨を説明させていただきますが、教育委員会の権限に属する事務、つまりこの教育委員会議を経て意思決定する事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により定められておりますが、その中で事務の遂行上、速やかに意思決定して執行する必要があるなど、理由があるものについては、専ら教育長において決定することとしており、今回はこの規程の一部を改正するものでございます。

1の提案理由をご覧ください。

本案は、教育長に専決させる事務として、訴訟等に関する事項を定めるとともに、所要の規定の整理を行おうとするものです。

改正の内容につきましては、91ページの新旧対照表でご説明をいたします。

いずれも、先程の議案第12号教育長事務委任規則で新たに教育長に委任することができない事項として追加した項目の関連でございますけれども、新第2条第2号として、県費負担教職員の任免その他の進退について内申することのうち、括弧書きといたしまして校長、教頭、総括事務長及び事務長、いわゆる管理職職員を除いては、教育長の専決とさせていただきたいと思っております。

また、第6号と第7号につきましては、個人情報や情報公開に関する事務、訴訟などに関する事務のうち、裁決などの重要事項を除いては、教育長の専決とさせていただきたいと思っております。

この改正訓令の施行期日は、本年4月1日といたします。

議案第16号の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの東広島市教育委員会教育長専決事項に関する規程の一部改正について、ご意見やご質問があればお願いいたします。

ありませんか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

次に、議案第17号東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

#### 議案第17号 東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について

○ 向井学事課長：それでは、議案第17号東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について、説明いたします。

93ページをご覧ください。

まず、提案の理由でございます。

広島県職員の給与に関する条例が一部改正、平成28年4月1日施行予定、条例が一部改正されることに伴いまして、小・中学校等の職員の職名及び職務について改正を行うとともに、児童生徒の特別な理由による欠席等の取扱要件の追加をしようとするものでございます。

改正案の具体については、95、96ページの新旧対照表をご覧ください。

第30条、主任栄養専門員、栄養専門員が栄養主幹に、事務専門員、事務主査、総括事務主任が事務主幹に職名が改正され、総括事務長、事務長、事務主幹、事務主任、主事の職務内容がそれぞれ明確となるように規定しております。

また、第13条、毎年学校から問い合わせのよくあります忌引のうち、3親等に当たる児童生徒の曾祖父母が亡くなった場合を対象として追加しているものでございます。

施行期日は、平成28年4月1日としております。よろしくお願いいたします。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

次に、議案第18号東広島市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

#### 議案第18号 東広島市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正について

○ 古本生涯学習部次長兼生涯学習課長：それでは、議案第18号東広島市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正について、ご説明申し上げます。

97ページをごらんください。

東広島市生涯学習推進本部は、生涯学習のまちづくりを総合的に推進するために設置しているものです。

1の提案理由にございますように、市の組織機構の再編に伴う所要の規定を整理するものでございます。

主な改正内容につきましては、100ページの新旧対照表をご覧ください。

別表にありますように、別表の上から2段目の旧でいいますと企画振興部を政策企画部に、そしてその2つ下、市民生活課長を地域づくり推進課長に、そしてそのすぐ下ですが、福祉部を健康福祉部に改めまして、それと新設されますこども未来部、こども家庭課長を構成員に加えるというものでございます。

議案第18号東広島市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正についての説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの東広島市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

ありませんか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

次に、議案第19号美術館建設基本構想・基本計画策定委員会規則の廃止についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

#### 議案第19号 美術館建設基本構想・基本計画策定委員会規則の廃止について

○ 藤岡生涯学習部次長兼文化課長：では、101ページ、議案第19号美術館建設基本構想・基本計画策定委員会規則の廃止についてご説明させていただきます。

1の提案理由は、本年度計画しておりました美術館建設基本構想・基本計画の策定が完了したことにより、附属機関の設置に関する条例の一部改正において、美術館建設基本構想・基本計画策定委員会を廃止し、これに伴い、美術館建設基本構想・基本計画策定委員会規則を廃止しようとするものです。

3の施行期日は、平成28年4月1日で、4の根拠法令は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条及び附属機関の設置に関する条例第3条でございます。

説明は以上です。

○ 下川教育長：ありがとうございました。

ただいまの美術館建設基本構想・基本計画策定委員会規則の廃止について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

それでは、その他に移りたいと思います。

まず、平成27年度末辞・退職者辞令交付式及び平成28年度県費負担教職員辞令交付式について、説明をお願いします。

#### その他1 平成27年度末辞・退職者辞令交付式及び平成28年度県費負担教職員辞令交付式について

○ 向井学事課長：平成27年度末辞・退職者辞令交付式及び平成28年度県費負担教職員辞令交付式について、説明いたします。

その他の1ページ及び2ページをご覧ください。

まず、平成27年度末辞・退職者辞令交付式についてでございます。

今年度は、定年退職39名、応募認定退職15名、自己都合9名の計63名の教職員が退職をいたします。このうち、定年退職と応募認定退職の54名について辞令交付式を行い、退職辞令の交付とともに、県教育委員会からの感謝状を贈呈することとなっております。

日時は3月31日木曜日13時30分から、場所は市民文化センター研修室で実施いたします。

なお、この式への委員の皆様のご出席はございませんので、ご承知おきいただければと思っています。

続きまして、平成28年度県費負担教職員辞令交付式についてご説明いたします。

日時は、4月1日金曜日、10時から、場所は市民文化センターアザレアホールにおいて実施いたします。

この辞令交付式には、委員の皆様全員にご出席をいただき、式の中でご紹介させていただくよう計画しております。別途、ご案内させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○ 下川教育長：それでは次に、学びのトライアングルについて説明をお願いします。

## その他2 学びのトライアングルについて

- 江口教育総務課長：お手元のほうに、その他資料といたしまして学びのトライアングル28号を添付させていただいております。

これは東広島市教育委員会の広報紙として、概ね10月と2月の年2回、発行しているもので、各2万8,000部印刷し、市立の小中学校・幼稚園はもちろんのこと、公立、私立を問わず、保育所、幼稚園、保育園の保護者に配布するほか、図書館、地域センターなど、公共施設に備え置きまして、本市教育委員会の取り組みについて理解と信頼を深めるために発行しているものでございます。ご高覧いただきますようお願いいたします。

以上です。

- 下川教育長：それでは引き続いて、教育委員会臨時会及び次回定例会の日程について、説明をお願いします。

## その他3 教育委員会臨時会及び次回定例会の日程について

- 江口教育総務課長：次回は臨時会の開催をお願いしたいと存じます。期日は、資料にもございますように今月30日、開会時刻は午前11時から、会場は北館会議室201で、議題につきましては、市立小学校の統合基本方針の改訂についてを予定しております。

また、次回定例会につきましては、先ほど定例会の日を第4木曜日に変更する議決をいただきましたけども、4月につきましては既に21日木曜日と決定していただいておりますので、そのまま第3木曜日に開催させていただきます。開会時刻は午後3時、北館会議室201でございます。

なお、この日は午後5時45分から教育委員会の歓送迎会を計画しておりまして、議題によりましては開会時刻を遅らせることもございます。併せてよろしく願いいたします。

次に、5月でございますが、第4木曜日の5月26日、時刻は午後、会場は北館会議室201をご提案したいと存じます。ただし、例年ですと、この5月は教育施設の状況視察を兼ねて実施しております。行程等は今現在未定でございますけども、昨年場合は、今年度の場合は、午前9時にご集合いただいております。

どうぞよろしく願いいたします。

- 下川教育長：それでは、臨時会を3月30日に、それから次回の定例会、4月21日、そして5月の定例会は5月26日ということですがけれども、皆さんよろしく願いいたします。

その他、事務局から何かありますか。

## その他 訴訟について

- 増田学校教育部長：既に、新聞報道等や先程の谷議員の一般質問の答弁の内容におい

でも少し触れさせていただきましたけれども、昨年3月に訴えがございました寺西第二小学校建設事業の差止請求事件につきまして、先月23日に広島地裁から判決の言い渡しがございましたので、ご報告をさせていただきます。

この訴訟でございますけれども、寺西第二小学校建設事業にかかわりまして寺家地区の住民2人から、教育委員会は最善の候補地を選択するために当然払うべき注意義務を怠っている。また、周辺環境が劣る土地を選定したことは、教育委員会の裁量権を逸脱しているなどの違法性があるとして、事業の差し止めを請求されていたものでございます。

地裁判決の内容は、候補地の選定に当たって、考慮すべき事情については教育委員会において考慮したものと認められる。教育委員会の注意義務違反や裁量権の範囲の逸脱、乱用は認められない。また、教育委員会がD候補地を選定したことに違法な点は認められないなどとして、原告の請求について棄却が言い渡されたものでございます。

なお、原告からは期限までに控訴がございまして、今後は広島高裁で審理を継続する見込みとなっております。

事務局といたしましては、早期開校を応援して署名をお寄せいただきました1,768人もの方々をはじめ、地元からの大きな期待に応え、あわせて寺西地区の子どもたちに伸び伸びと存分に学校生活を過ごしてもらうために、平成30年4月の開校に向けて鋭意取り組んでまいる所存でございます。

報告は、以上でございます。

○ 下川教育長：ありがとうございます。

そのほか、何か委員の皆様からございますでしょうか。

ありませんか。

次の議案第20号の審議に移る前に、関係課以外の職員は退席をしてください。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後4時18分

(休憩)

再開 午後4時21分

議案第20号 県費負担教職員（管理職）の人事異動の内申について【非公開】

(非公開)

閉会 午後4時51分